

令和5年9月4日

## 奄美ブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和5年9月1日、大島郡与論町の南陸運株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、奄美ブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

## 1. 申請者

事業者名：南陸運株式会社

住 所：鹿児島県大島郡与論町茶花293-1

車 両 数：6両

## 2. 運賃変更認可申請の概要（普通車申請分を抜粋）

## 【初乗運賃】

※中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を統合

車種区分	申 請 運 賃
普通車	1. 3kmまで 650円

車種区分	現 行 運 賃
中型車	1. 3kmまで 520円
小型車	1. 3kmまで 520円

## 【加算運賃】

車種区分	申 請 運 賃
普通車	369mごとに100円

車種区分	現 行 運 賃
中型車	388mごとに 90円
小型車	402mごとに 90円

（※1）奄美ブロック（運賃が適用される地域）

奄美市・大島郡

（※2）奄美ブロック 事業者数及び車両数（令和5年9月1日現在）

事業者数：25者

車 両 数：207両

運輸と観光で九州の元気を創ります

&lt;お問い合わせ先&gt;

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電 話092-472-2527



九州運輸局